

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第416号)

平成17年10月27日

横 情 審 答 申 第 416 号

平 成 17 年 10 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年12月17日建中指第248号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場7
丁目〇番の〇〇氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の〇〇、〇〇の建
物）の現場調査及び現場指導を行っているが、その際、作成した文書を後
任の吉田和重係長に事務引き継ぎを行った文書」の非開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場7丁目〇番の〇〇氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の〇〇、〇〇の建物）の現場調査及び現場指導を行っているが、その際、作成した文書を後任の吉田和重係長に事務引き継ぎを行った文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場7丁目〇番の〇〇氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の〇〇、〇〇の建物）の現場調査及び現場指導を行っているが、その際、作成した文書を後任の吉田和重係長に事務引き継ぎを行った文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年9月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 事務引継書について

異動等に伴う係長の事務引継ぎについては、日常業務、処分未了事項、未着手事項等の業務遂行に必要な事項について文書又は口頭により行っている。

鶴見区馬場七丁目の2棟とその周辺の現場調査は、市内出張命令簿によると平成13年当時の建築局中部建築事務所建築審査課検査係長（当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所建築審査課検査係長。以下「検査係長」という。）が行っている。

その調査関係書類は作成しておらず、また、事務引継文書も存在していない。

(2) 本件申立文書の不存在について

係長の事務引継文書は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に明記されておらず、また、異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する平成13年10

月3日の「現場調査及び現場指導」に関する文書も作成されていないが、鶴見区馬場七丁目の2棟周辺の調査に係る行政文書として、市内出張命令簿及び現場調査の写真が保存されていたため、既に開示している。

したがって、申立人が主張する文書は、建築局中部建築事務所（当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所。以下「中部建築事務所」という。）では作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が鶴見区馬場七丁目の土地の2棟の違反建築物の行政措置を平成8年7月より当時の藤井建築主事に請求し、その後も藤井氏の後任の井上建築主事に行政措置を請求していた。

藤井氏は調査の結果、要望書を作成し、関係者に送付したが井上氏は藤井氏の要望書を無視して申立人に「違反建築物であっても建築基準法を運用するのは主事の権限である。」と明言し、違反建築物を長年にわたって放置し、不作為の違法行為を継続させていた。

- (2) 申立人は井上氏の後任の中部建築事務所の杉山所長にも2棟の違反建築物の行政措置を請求していたために杉山氏が平成13年10月3日森山氏に2棟の違反建築物に関する現場調査及び現場指導を行うように出張命令を行い、森山氏は、2棟の違反建築物が存在する馬場町に出張して現場調査及び現場指導を行い、現場の写真撮影を行っていた。申立人は平成14年10月に中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から2棟の違反建築物に関連する鶴見区馬場七丁目の土地敷地の境界などを撮影した写真を見せてもらい、その後、情報公開請求により森山氏が撮影した写真の写しを入手した。

- (3) 以上の経緯から森山氏は2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行い、その後、その調査検討を行った文書を後任の吉田係長に事務引継ぎを行ったものとする。

仮に、森山氏が後任の吉田氏に2棟の違反建築物に対する行政措置についての事務引継ぎ文書を作成していないのであれば、森山氏は故意に地方公務員としての職責を自ら放棄し、これまでの不作為の違法行為を幫助、隠蔽するための違法行為を行ったといわざるを得ない。また、森山氏も申立人の財産権を侵害した違法行為を

幫助した違法行為を行っているのである。

- (4) 申立人が2棟の建築物は違反建築物であるので市当局に行政措置を再三再四請求していたので、中部建築事務所の森山係長が平成13年10月3日に2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っていることが後日判明した。特に、現場指導として報告文書を作成することは当然であり、業務遂行に必要な事項である現場指導の文書は、作成し、事務引継ぎを行っているものとする。
- (5) 仮に、現場指導の必要性がなければ、市内出張命令簿の用件及び出張先の欄の現場指導の項目にレ点を記入する必要はない。

なお、森山係長の出張日とは別の日に2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導に市当局の担当職員が出張してデジタル写真を撮影していたことから現場指導の報告書が存在するものとする。

仮に、現場指導に関する報告文書が存在しないのであれば、故意に不作為の違法行為を幫助、隠蔽するための行為と言わざるを得ない。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

平成13年10月3日に検査係長が鶴見区馬場に現場調査・現場指導のために出張していることが市内出張命令簿の記録から認められる。このときに行われた鶴見区馬場七丁目の2棟の建築物の現場調査・現場指導について、後任の係長に事務引継ぎを行ったものが、本件申立文書であると判断される。

- (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、平成13年10月3日の鶴見区馬場七丁目の2棟の現場調査・現場指導についての調査関係書類は作成しておらず、事務引継文書も存在していないとしている。

イ 当審査会では、答申第364号において、横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」とであると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められないと判断している。また、同答申は、復命書を作成しない場合であっても、上司に口頭による復命を行う際などに現場写

真を用いることが考えられるため、現場写真を撮影したことが出張報告書の存在を示しているとは認められないと判断している。

本件についても平成13年10月3日の現場調査・現場指導についての調査関係書類を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、この調査について後任の係長への事務引継ぎが行われたとも考えられない。

したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

なお、当審査会としては、上述のように、本件申立文書が存在しないことは既に答申した案件から明らかであるにもかかわらず、同様の開示請求及び異議申立てが繰り返されていることは誠に遺憾とするところである。したがって、実施機関におかれては、当審査会が本件で問題とされている建築物の建築法規違反等の有無にかかわる判断をする職責及び権限のないことを申立人に十分に説明し、条例の趣旨に即した開示請求等をするよう十分に指導されることを切に要望するものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月17日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議
平成17年9月8日 (第68回第一部会)	・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議